

平成 24 年 7 月 1 日から使用料や減免規定などが変わります

～ 使用料 ～

種別	使用料(1面／1時間あたり)	
	町内居住者	町外居住者
クレーコート	300円	600円
オムニコート	500円	1000円

～特記事項～

- ◇町内居住者とは、町内に住所を有する方(町内在勤、在学の方を含みます)をいいます。
また、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町の居住者は、各市町との協定に基づき町内居住者とみなします。なお、協定市町との取り決めは、減額規定まで適用されるものではありません。
- ◇町外居住者とは、上記町内居住者以外の方をいいます。
- ◇営利を目的に町内居住者の方が利用する場合、又は営利を目的とする町内の団体が利用する場合は3倍、営利を目的に町外居住者の方が利用する場合、又は営利を目的とする町外の団体が利用する場合は6倍の使用料になります。
- ◇営利目的の利用、又は営利を目的とする団体が利用する場合については、継続的な利用は不許可とします。

～ 免除・減額規定 ～

使用料が免除される場合

- ◇町、又は町の機関が利用する場合
- ◇町に登録された障がい者団体が利用する場合、又は障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に規定する障がい者等が個人で利用する場合
- ◇町、又は町の機関が共催する事業を行う団体等が利用する場合
- ◇町内の小・中学校が学校教育活動として利用する場合

使用料が1／2減額される場合

- ◇町内在住の 65 歳以上の方、又は主に町内の 65 歳以上の方により構成される団体が利用する場合
- ◇町内在住の小・中学生、又は主に町内の小・中学生により構成される団体が利用する場合

※ 免除や減額を受ける場合は、該当することの確認ができるものの提示が必要です。

【お問い合わせ】

杉戸町教育委員会 社会教育課スポーツ振興担当
電話0480(33)1111 内線493